

登園届

あけぼのこども園 ・ 第二あけぼの保育園 ・ 第三あけぼの保育園 ※いずれかに○

園児名： _____

病名：インフルエンザ ・ 百日咳 ・ 麻疹 ・ 流行性耳下腺炎

水痘 ・ 風しん・咽頭結膜熱・流行性角結膜炎)

その他 [_____]

出席停止期間：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 月 _____ 日 まで

病状が回復し、^{※ゴム印 押印} [医療機関名： _____] において、

集団生活に支障がない状態と判断されたので、 _____ 月 _____ 日から登園します。

尚、この件に関して、対面または、書面等で病状を上記医療機関に問い合わせることを

許可します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名： _____ 署名又は記名押印

主な感染症と登園のめやす

参考：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」・京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

感染症名	登園のめやす
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
風しん	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん 結膜炎	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められていること
★伝染性膿痂疹(とびひ)	すべての発しんが痂皮化しているか、湿潤部位が覆える状態であること

★登園届不要

※出席停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜(1日)、水曜(2日)、木曜(3日)の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります(図)。



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日(発熱が始まった日)は含まず、翌日を第1日と数えます。

